

# 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を福井県において開催するために必要な準備および運営を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技および会場地市町に関すること。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 大会開催および準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備および運営に関すること。

## 第2章 組織

### (構成)

第4条 本会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県および市町を代表する者
- (2) 県および市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備および運営に関係のある者

### (役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 3名以内

### (役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、福井県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問および参与)

第9条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

6 役員、委員、顧問および参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 募金・協賛推進委員会

(4) 検討会

(5) 県外開催競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関する事。

(2) 会則の制定および改廃に関する事。

(3) 事業計画および事業報告に関する事。

(4) 予算および決算に関する事。

(5) 常任委員会および募金・協賛推進委員会に委任する事項に関する事。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 検討会の設置および検討会への付託および委任事項に関すること。
  - (3) 県外開催競技会運営委員会の設置および県外開催競技会運営委員会への委任事項に関すること。
  - (4) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項および第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(募金・協賛推進委員会)

第13条 募金・協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 募金・協賛推進委員会に委員長および副委員長を置き、会長が委嘱する。
- 3 募金・協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 募金・協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金および企業協賛の推進に関する事項について審議し、決定するほか、募金および企業協賛の推進に必要な事業を行う。
- 6 募金・協賛推進委員会は、前項に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告する。
- 7 第8条の規定は、募金・協賛推進委員の任期等について準用する。
- 8 第11条第5項および第6項の規定は募金・協賛推進委員会について準用する。

#### (検討会)

第14条 検討会は、会長が委嘱する検討委員をもって構成する。

2 検討会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、検討委員の任期等について準用する。

#### (県外開催競技会運営委員会)

第15条 県外開催競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、運営委員の任期等について準用する。

5 第9条第6項の規定にかかわらず、運営委員会の運営委員のうち会長が必要と認める者には、報酬を支払う。

### 第4章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

第16条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

### 第5章 事務局

#### (事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 財務

#### (経費)

第18条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

#### (予算および決算)

第19条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (解散)

第22条 本会は第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

### 附 則

1 この会則は、平成22年8月30日から施行する。

2 本会の平成22年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成22年8月30日に始まり、平成23年3月31日までとする。

### 附 則

1 この会則は、平成24年7月27日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、平成25年8月1日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、平成26年8月4日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、平成27年8月17日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の関係規程中「「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会」とあるものは、「「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会」と読み替える。